

広島電鉄株式会社からの軌道事業の特許申請（軌道延伸）に係る審議（第1回）

1. 日 時

令和元年10月3日（木） 10:30～11:20

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

鉄道局：吉田都市鉄道政策課長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 富田、塚田

4. 議事概要

- 鉄道局が、広島電鉄株式会社からの軌道延伸に係る軌道事業の特許申請について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 本申請に関する延伸事業の費用便益分析（B/C）は実施しているのか。
 - ② 広島駅前の停留所跡地はどうなるのか。
 - ③ 広島駅に向かう軌道の新設区間では、拡幅工事のための用地買収は必要となるのか。
 - ④ 一部の区間を廃止し、循環線用の軌道を新設するとのことだが、これについて廃止される区間の沿線住民等からの反対はあるのか、又は反対される見込みはあるのか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、鉄道局からは、
 - ① 費用便益分析（B/C）を実施しており、事業者によれば2.7であった。
 - ② 広島市の計画に基づき、タクシー乗り場や駐車場として整備される予定。
 - ③ 新たに軌道を敷設するのは、元々道路の中央部の緑地帯のところなので、特段の用地買収は必要ない。
 - ④ これまでに4回ほど住民説明を開催しているが、特に反対意見はなかった。そ

もそも、循環線を設ける計画は、住民の声から生まれたものである。
等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。